

令和8年度 地域活性化等に取り組む地域や事業者等の 自立・活動促進に向けた人材採用及び広報等支援業務仕様書

1 業務名称

地域活性化等に取り組む地域や事業者等の自立・活動促進に向けた人材採用及び
広報等支援業務

2 業務の概要・目的

美祢市（以下、「本市」という。）は山口県西部のほぼ中央に位置し、1市2町が合併してできた市である。その全域は Mine 秋吉台ジオパークに指定されており、かつては、その地質資源等を活かした地域活動や観光業や農産業といった地場産業が盛んであり、現在でもその特徴を活かした取組が一部続いている。一方で、人口は平成7年からその人口は1万人以上減少しており、現在は約2万人を切りかけていることから、地域の各種産業、特にエッセンシャルサービスの衰退や地域資源を活かした観光業等の衰退が顕著である。

そのような中、本市では中心市街地の活性化と連動するカタチでの、各公民館単位での地域の将来計画等の策定や地域運営組織等（法人格を有する団体以外も含む。）の体制構築や活動をサポートするとともに、それらの地元関係者となりうる地場産業等の活性化に取り組んでいるが、その地域にはその担い手とノウハウが不足するとともに、人口減少問題に資するだけの情報発信等の対外的な取組が不足している。

本業務は、これら各地域の特性や課題を踏まえた上で地域の活動を支援又は地域の活動に好影響を与える地域に必要な人材の確保を支援するとともに、各主体の自走可能な体制確保に資する広報活動を実施するものである

3 業務内容

(1) 地域の持続可能な活動及び体制構築に資する人材のマッチング等支援

公民館単位を原則とした地域住民主体での以下の取組をサポートできる人材のマッチングや採用支援を実施すること。ただし、全ての取組のサポートを要するわけではなく、地域の実情によりサポートを必要とする取組は異なるものとする。

採用等支援に当たっては、本市による「地域おこし協力隊」としての採用を行った場合の条件を前提とし、疑義やその他の方法の提案がある場合には、本市と協議の上マッチングを進めること。なお、「地域おこし協力隊」の採用形態としては、本市の直接雇用形式を原則とするが、報償費形式、委託形式での採用も選択肢に入れ、取り組むこととする。

マッチング等に当たっては、下記「6 その他」記載の留意事項をふまえるとともに、当該人材が地域運営組織等による活動支援以外の、本市の地域活性化や

地場産業に関心があるなど、将来的に本市への定住や関係人口化の可能性の高い人材を優先して調整を行うこと。

【対象となる取組】

- ① 地域の将来計画の策定及びその策定に必要となるアンケート調査等の事務
- ② 地域活性化又は地域課題解決を目的とした実行計画の策定及びその策定に必要となるアンケート調査等の事務
- ③ ①又は②で策定した計画又は策定済みの地域活性化や地域課題の解決、地域の持続可能性確保に向けた活動
- ④ ③の取組を実行するための地域運営組織等の体制構築
- ⑤ 地域運営組織等の自立・持続可能性確保に向けた収益事業の確立又は実行

(2) 地元関係者となる地場産業等に係る人材のマッチング支援

衰退が進む地場産業の活性化や地域のエッセンシャルサービスの確保に資する人材のマッチングや採用支援を実施すること。

当該伴走支援に当たっては、地元関係団体として本市の活動に協力した団体との協働を前提としており、主に以下の地元関係団体や協議会において必要となる人材のうち、本市の進める以下の取組に関わる又はその担い手をなす人材のマッチング等を対象とする。

【対象となる地元関係団体】

- ① 美祢市社会福祉協議会
- ② 美祢市商工会
- ③ 美祢市観光協会又はみねDMO
- ④ 山口県農業協同組合
- ⑤ Mine 秋吉台ジオパーク推進協議会
- ⑥ 美祢市地域医療推進協議会
- ⑦ 美祢市地域公共交通協議会
- ⑧ 美祢市定住促進協議会
- ⑨ 美祢社会復帰促進センター
- ⑩ 市内事業者

【対象となる取組】

- ① Mine 秋吉台ジオパークを活かした観光振興
- ② Mine 秋吉台ジオパークの地質を活かした農林業振興
- ③ 本市の公民館単位での地区間を接続する移動手段的確保
- ④ 地域の買い物環境確保等エッセンシャルサービス確保に資する取組
- ⑤ J R美祢線美祢駅前を含む中心市街地の活性化
- ⑥ 移住・定住の促進・関係人口の創出拡大

(3) 地域の採用力強化に向けた仕組みづくりの支援

上記、(1)と(2)で定められた人材のマッチングを進めるとともに、地域や地元関係者が持続的に必要な人材確保を進めるための仕組みの構築に向けて、本市の計画づくりを支援すること。その際、下記6(2)、(5)(6)に十分留意の上で取り組むこと。

なお、本計画は、地域おこし協力隊や地域活性化起業人制度を含む、国庫など各種財源の設計を行うとともに、地域課題を解決する関係人口や交流人口も含めた本市との様々な接点の作り方を考慮した計画として落とし込むものとする。

(4) 人材採用に資する地域の魅力等をはじめとした広報

上記(1)と(2)の人材マッチング支援に当たっては、より多様な人材と地域や市内産業とのマッチングを行うため、またマッチング後の円滑な活動や地域・市内産業との連携を促進するため、本市の魅力や地域の活動に関する広報を行うこと。

広報を行うに当たっては、本市の利用できる既存の広報媒体に加え、有償・無償に関わらずインターネット上の外部約款サービスやSNS等の活用を行うとともに、地域運営組織等や地域住民、マッチング等により本市の担い手となった人材が主体となって行う広報の促進にもつながることを心がけるものとする。

なお、本業務における広報においては、本市が主体となっているシティプロモーションに関する取組に加え、みねDMOやMine 秋吉台ジオパーク推進協議会等の地元関係団体による広報活動等との連携にも十分留意すること。

(5) 人口減少対策に係る有識者による伴走支援事務

ア 本市の指定する有識者の伴走支援に関する事務を実施すること。有識者の招聘及び伴走支援に当たっての本市との役割分担は以下の通りとする。

【委託対象事務】

- ・有識者の活動に係る人件費の支払い
- ・有識者の招聘に係る旅費の支払い

【本市の担当事務】

- ・有識者との日程調整
- ・有識者との支援内容の調整
- ・有識者の活動に係る人件費の調整

イ 有識者の伴走支援に係る事務処理に当たっては、以下のイメージで見積もることとし、その経費は事務処理に係る経費も含めて計130万円を上限とする。また、旅費及び謝金に係る税の納付や支払調書の送付など、必要な手続きを行うこと。ただし、必要とされる手続きについて、不都合が見込まれ

る場合には、本市と協議し、決定・解決すること。なお、本業務の計130万円の範囲内において、本市と協議の上で経費内訳を調整することは可能とするが、残額が生じた場合においても、他の業務に流用することは禁止することとし、事業終了時点において残額が生じた場合は清算を行うこととする。

【参考イメージ】

講師人件費	1回あたり最大10万円
回数	最大10回
旅費	最大計20万円
事務処理費	最大10万円

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 成果物の提出

- (1) 支援の実施に係る報告書 製本1部
- (2) 上記(1)の電子データ 一式(PDF版及び可変データ)

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の意図をよく理解した上で業務を行うこと。
- (2) 受託者は、上記3(1)(2)の業務を行うに当たっては、計5名程度のマッチングに取り組むことを想定すること。ただし、地域のニーズに応じ年間最大8名程度のマッチングに対応できるよう柔軟な体制を整えること。
- (3) 受託者は上記3(1)(2)の業務を行うに当たっては、地域が主体となった人材採用の仕組みづくりに繋がるよう取り組むこと。そのため、原則として平均月一回以上、本市に来訪した活動を行うこと。
- (4) 受託者は、各公民館単位での地域主体の活動や地域の将来計画である「夢プラン」等及びその策定状況、加えてみねDMOや美祢社会福祉協議会、JA、美祢社会復帰促進センター等の地元関係団体の活動状況を踏まえて業務の遂行を行うこと。ただし、業務の遂行に当たっては検討状況にとらわれるものではなく、市と協議の上でよりよい業務遂行に向けた見直し等を行うこと。
- (5) 受託者は、上記(2)の地域の活動状況等を踏まえるに当たっては、本市の実施する、地域主体での地域課題への取組検討、そのための地域の将来計画等の策定に係る取組である「みらい・そうぞうワークショップ」の検討状況も十分に踏まえた上で、業務の遂行を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務の遂行にあたっては行政だけでなく、地域の活用できる補助金等の財源の提案もあわせて行うこと。
- (7) 受託者は、本業務終了後においても、本市が、本業務で採用した人材の活用や

広報を継続できるよう、その体制に係る助言等を行うこと。

- (8) 上記3 (5) の業務とその他の業務に関しては、その見積もりから請求に関して、分け、そのことを明確にすること。
- (9) 受託者は、市と十分に協議を行いながら、善良なる管理者の注意を持って業務を遂行すること。
- (10) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (11) 受託者は、業務により収集した情報について、第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間の満了後においても同様とする。
- (12) 個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項に従うこと。
- (13) 業務の実施に当たって他者の所有権、著作権、肖像権等の各種権利を侵すことのないようにすること。
- (14) 受託者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、市と協議の上、誠意をもって処理すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(従事者の明確化)

第3 受託者は、この契約による事務に従事する者を明確にし、市から求めがあったときは、市に報告しなければならない。

(従事者への周知)

第4 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は番号法又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく罰則があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

第5 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7 受託者は、市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、受託者がこの契約による事務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち

出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 受託者は、市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために市から引渡しを受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託先の監督等)

第11 受託者は、この契約による事務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、市の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を第三者に委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。)する場合、当該再委託を受ける者(以下「再委託先」という。)に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、再委託先の当該事務に関する行為及びその結果について、受託者と再委託先との契約(以下「再委託契約」という。)の内容にかかわらず、市に対して責任を負うものとする。

4 受託者は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他市が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該事務の履行を監督するとともに、市の求めに応じて、履行の状況を市に対して適宜報告しなければならない。

6 受託者は、再委託先に対し、市の書面による事前の承諾なくして、個人情報を更なる委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。)により第三者(以下「再々委託先」という。)に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による市の承諾を得て個人情報を取り扱う事務を再々委託する場合について準用する。

(資料等の返還等)

第12 受託者は、この契約による事務を処理するために市から提供を受け、又は受託者(再委託先及び再々委託先を含む。)が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに市に返還し、又は廃棄しなければならない。ただし、市が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(報告義務)

第13 受託者は、市から求めがあったときは、この契約の遵守状況について市に対して報告しなければならない。

(事故報告義務)

第14 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、その指示に従わなければならない。この契

約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第 15 受託者は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、市に報告しなければならない。ただし、市が必要でないとした場合は、この限りでない。

(実地調査)

第 16 市は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、受託者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。

(勧告)

第 17 市は、受託者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第 18 市は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 19 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。